

第二四回

参第一二号

地方競馬会法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第六条）

第二章 都道府県地方競馬会（第七条 - 第三十三条）

第三章 全国地方競馬会（第三十四条 - 第四十三条）

第四章 監督（第四十四条 - 第四十七条）

第五章 雑則（第四十八条・第四十九条）

第六章 罰則（第五十条 - 第五十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与し、あわせて民間の社会福祉事業（公の支配に属しないものを除く。以下同じ。）の振興のために必要な経費の調達に資し、及び地方財政に貢献するため、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）により競馬を行う団体として設立される地方競馬会の組織及び運営について定めることを目的とする

（種類）

第二条 地方競馬会は、都道府県の区域ごとに一個を限り設立される都道府県地方競馬会及び全国の区域に一個を限り設立される全国地方競馬会とする。

（法人格）

第三条 地方競馬会は、営利を目的としない法人とする。

（登記）

第四条 地方競馬会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第五条 地方競馬会でない者は、その名称中に都道府県地方競馬会若しくは全国地方競馬会という名称又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、地方競馬会に準用する。

第二章 都道府県地方競馬会

（設立）

第七条 都道府県地方競馬会の設立に関する事務は、設立委員会が行う。

2 設立委員会は、次の各号に掲げる者のうちから都道府県知事が都道府県地方競馬会を設立する必要があると認めて任命する設立委員長一人及び設立委員九人以内で組織する。

- 一 競馬に関する事務をつかさどる都道府県職員
- 二 畜産に関する団体を代表する者（競走馬の生産者又はその組織する団体を代表する者を含む。以下第二十条第二項第二号において同じ。）
- 三 競馬に関する学識経験を有する者

3 次の各号の一に該当する者は、設立委員長及び設立委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- 二 懲役又は禁錮に処せられた者
- 三 旧競馬法（大正十二年法律第四十七号）、旧地方競馬法（昭和二十一年法律第五十七号）、競馬法、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）又はこの法律に違反して罰金に処せられた者

4 都道府県知事は、第二項の規定により設立委員長及び設立委員を任命したときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

第八条 設立委員会は、設立委員長及び設立委員の過半数が出席する会議において出席者の三分の二以上の同意を得て、定款並びに最初の事業年度の収支予算及び事業計画を作成し、これを都道府県知事を経由して農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県地方競馬会の設立前に、農林大臣の承認を受けて、都道府県地方競馬会の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、都道府県地方競馬会の設立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。

4 第一項の設立の認可があつたときは、設立委員長は、遅滞なく、その事務を会長に引き継がなければならない。

5 会長は、前項の事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記の申請をしなければならない。

6 会長は、設立の登記があつたときは、すみやかに、その旨を都道府県知事及び農林大臣に報告しなければならない。

7 都道府県地方競馬会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（出資）

第九条 都道府県地方競馬会に出資することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該都道府県及びその区域内の地方公共団体
- 二 畜産に関する団体で省令で定めるもの

（定款）

第十条 都道府県地方競馬会の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び出資に関する規定
- 五 役員の定数、任期及び職務の分担に関する規定
- 六 理事会に関する規定
- 七 評議員会に関する規定
- 八 業務
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(規約)

第十一条 都道府県地方競馬会は、定款で定められている事項を除き、次の各号に掲げる事項については、規約で定めなければならない。

- 一 競馬の施行に関する規定
- 二 入場料に関する規定
- 三 会計に関する規定
- 四 役員の給与並びに職員の任免及び給与に関する規定

2 都道府県地方競馬会は、規約を定めようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる事項について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、第一項各号に掲げる事項以外の事項について第二項の許可をしたときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(役員)

第十二条 都道府県地方競馬会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十三条 会長は、都道府県地方競馬会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、定款の定めるところにより、都道府県地方競馬会を代表し、会長を補佐して都道府県地方競馬会の事務を掌理し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、定款の定めるところにより、都道府県地方競馬会を代表し、会長及び副会長を補佐して都道府県地方競馬会の事務を掌理し、会長及び副会長がともに欠けたとき又は事故があるときは、会長の職務を代行する。

4 監事は、都道府県地方競馬会の業務を監査する。

(役員任命)

第十四条 会長、副会長及び監事は、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて任命する。

2 理事は、会長が都道府県知事の認可を受けて任命する。

3 会長は、前項の規定により理事を任命したときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(役員任期)

第十五条 役員任期は、三年以内において定款で定める。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員が欠けたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員欠格条項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 懲役又は禁錮に処せられた者

三 旧競馬法、旧地方競馬法、競馬法、日本中央競馬会法又はこの法律に違反して罰金に処せられた者

四 当該都道府県地方競馬会が行う競馬に係る馬主又は騎手

五 当該都道府県地方競馬会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者

(代表権制限)

第十七条 都道府県地方競馬会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が都道府県地方競馬会を代表する。

(理事会)

第十八条 次の各号に掲げる事項は、会長、副会長及び理事をもつて構成する理事会の議決を経なければならない。

一 収支予算及び事業計画

二 収支決算

三 定款の変更

四 規約の設定及び変更

(評議員会)

第十九条 都道府県地方競馬会に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、会長の諮問に応じ、都道府県地方競馬会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
- 3 会長は、第十四条第二項の規定による理事の任命についてはその任命前に、前条各号に掲げる事項については同条の議決前に、評議員会意見を聞かなければならない。
- 4 評議員会は、都道府県地方競馬会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

第二十条 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

- 2 評議員は、次の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。
 - 一 当該都道府県地方競馬会が行う競馬に係る馬主又は騎手
 - 二 畜産に関する団体を代表する者
 - 三 民間の社会福祉事業に関する団体を代表する者
 - 四 地方公共団体を代表する者
 - 五 学識経験を有する者
- 3 第十五条の規定は、評議員について準用する。この場合において、同条第一項中「三年以内」とあるのは「二年以内」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第二十一条 都道府県地方競馬会は、第一条の目的を達成するため、競馬を開催する。

- 2 都道府県地方競馬会は、前項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うことができる。
 - 一 競走馬を育成すること。
 - 二 馬の改良増殖その他畜産振興のため必要な助成をすること。
 - 三 その他競馬の健全な発展を図るため必要な業務

(事業計画)

第二十二条 都道府県地方競馬会は、省令の定めるところにより、事業計画を作成し、都道府県知事に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第二十三条 都道府県地方競馬会の事業年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

(予算)

第二十四条 都道府県地方競馬会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、収入及び支出の予算を定め、これを当該事業年度の開始前に都道府県知事に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

(借入金)

第二十五条 都道府県地方競馬会は、借入金をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十六条 都道府県地方競馬会は、次の各号に掲げる方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 金融機関への預金

二 国債その他省令で定める有価証券の保有

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(債務保証)

第二十七条 都道府県地方競馬会は、他の者の債務について保証契約をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(財産の処分等の制限)

第二十八条 都道府県地方競馬会は、都道府県知事の許可を受けなければ、その所有する不動産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(納付金)

第二十九条 都道府県地方競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第二十二条において準用する同法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第二十二条において準用する同法第十二条第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額(以下次条及び第四十二条第一項において「売得金」という。)に政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を当該都道府県に納付しなければならない。

(納入金)

第三十条 都道府県地方競馬会は、省令の定めるところにより、売得金に省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を全国地方競馬会に納入しなければならない。

(損失てん補準備金)

第三十一条 都道府県地方競馬会は、省令で定める額に達するまでは、毎事業年度、剰余金の十分の一以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失てん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。
(特別積立金)

第三十二条 都道府県地方競馬会は、前条第一項の規定による積立をしてなお剰余金があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の特別積立金の処分については、省令で定める。
(収支決算書等の提出)

第三十三条 都道府県地方競馬会は、毎事業年度の収支決算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に、農林大臣及び都道府県知事に提出しなければならない。

第三章 全国地方競馬会

(会員)

第三十四条 都道府県地方競馬会は、すべて全国地方競馬会の会員となる。

2 都道府県地方競馬会以外の者は、全国地方競馬会の会員となることができない。
(定款)

第三十五条 全国地方競馬会の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員に関する規定
- 五 総会に関する規定
- 六 資産に関する規定
- 七 経費の分担に関する規定
- 八 役員の定数、任期及び職務の分担に関する規定
- 九 理事会に関する規定
- 十 業務
- 十一 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十二 準備金に関する規定
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(規約)

第三十六条 全国地方競馬会は、定款で定められている事項を除き、次の各号に掲げる事項については、規約で定めなければならない。

- 一 馬主、馬及び服色の登録に関する規定
- 二 騎手の免許に関する規定

- 三 競馬の開催について専門的技術を有する職員の養成、訓練及び派遣に関する規定
- 四 自ら行う競馬の施行に関する規定
- 五 自ら行う競馬の入場料に関する規定
- 六 会計に関する規定
- 七 役員給与並びに職員の任免及び給与に関する規定

2 全国地方競馬会は、規約を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

(役員)

第三十七条 全国地方競馬会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事二十人以内及び監事三人以内を置く。

(役員任命)

第三十八条 会長、副会長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、会長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(総会)

第三十九条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 収支予算及び事業計画
- 二 経費の賦課及び徴収の方法
- 三 収支決算
- 四 定款の変更
- 五 規約の設定及び変更

2 会長は、前条第二項の規定による理事の任命については、その任命前に、総会の承認を受けなければならない。

(顧問)

第四十条 全国地方競馬会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。

3 顧問は、全国地方競馬会の運営に関する重要事項につき、会長に対して意見を述べることができる。

(業務の範囲)

第四十一条 全国地方競馬会は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 馬主、馬及び服色を登録すること。
- 二 騎手を免許すること。
- 三 馬の改良増殖その他畜産振興のため必要な助成をすること。
- 四 民間の社会福祉事業の振興のため必要な助成をすること。
- 五 審判、発走、勝馬投票券の発売その他競馬の開催について専門的技術を有する職員を養成し、訓練し、又は派遣すること。

2 全国地方競馬会は、前項各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うことができる。

- 一 競馬を開催すること。
- 二 競走馬を育成すること。
- 三 騎手を養成し、又は訓練すること。
- 四 その他競馬（馬術競技を含む。）の健全な発展を図るため必要な業務（納入金及び収益金の使途）

第四十二条 全国地方競馬会は、第三十条の規定により納入された金額に省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額（競馬を開催した場合には、その売得金から競馬法第二十二条において準用する同法第八条から第十条までの規定により払戻金として交付する金額及び当該競馬の開催に要した費用の額の合計額を控除した残額をこれに加えた額）を馬の改良増殖その他畜産の振興及び民間の社会福祉事業の振興のため必要な助成に要する経費に充てなければならない。

2 全国地方競馬会は、前項の助成しようとするときは、助成計画を定めて農林大臣の認可を受けなければならない。

（準用規定）

第四十三条 第十三条（役員の職務及び権限）、第十五条（役員の任期）、第十六条（役員の欠格条項）、第十七条（代表権の制限）、第二十二条第一項（事業計画）、第二十三条（事業年度）、第二十四条第一項（予算）、第二十五条第一項（借入金）、第二十六条第一項（余裕金の運用）、第二十七条第一項（債務保証）、第二十八条第一項（財産の処分等の制限）及び第三十一条から第三十三条まで（損失てん補準備金、特別積立金及び収支決算書等の提出）の規定は、全国地方競馬会に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県地方競馬会」とあり、又は「当該都道府県地方競馬会」とあるのは、「全国地方競馬会」と、「都道府県知事」とあるのは、「農林大臣」と読み替えるものとする。

第四章 監督

（監督）

第四十四条 農林大臣は地方競馬会を、都道府県知事は都道府県地方競馬会を、それぞれ監督する。

2 この法律を施行するため必要があると認めるときは、農林大臣は地方競馬会に対し、都道府県知事は当該都道府県地方競馬会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により都道府県地方競馬会に対し必要な命令をしたときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

（総会等への出席等）

第四十五条 地方競馬会の監督に関する事務をつかさどる農林省の職員であつて農林大臣

の指定したものは、総会、理事会その他の会議に出席して意見を述べることができる。

- 2 都道府県地方競馬会の監督に関する事務をつかさどる都道府県の職員であつて都道府県知事の指定したものは、当該都道府県地方競馬会の理事会その他の会議に出席して意見を述べることができる。

(役員等の解任)

第四十六条 農林大臣は地方競馬会の役員が、都道府県知事は当該都道府県地方競馬会の役員が第十六条(第四十三条において準用する場合を含む。)各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

- 2 農林大臣は地方競馬会の役員が、都道府県知事は当該都道府県地方競馬会の役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの法令に基いてする農林大臣又は都道府県知事の命令に違反したとき。

- 二 心身の故障により、職務を執ることができないとき。

- 三 前二号に掲げる場合のほか、都道府県地方競馬会又は全国地方競馬会の役員として不適当と認められるとき。

- 3 前項の規定は、都道府県地方競馬会の評議員の解任について準用する。

- 4 都道府県知事は、前三項の規定により都道府県地方競馬会の役員又は評議員を解任したときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第四十七条 農林大臣は地方競馬会に対し、都道府県知事は当該都道府県地方競馬会に対し、競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林大臣に報告しなければならない。

- 3 第一項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 雑則

(解散)

第四十八条 地方競馬会の解散については、別に法律で定める。

(納付金の畜産振興費等への充当)

第四十九条 都道府県は、第二十九条の規定による納付金の額に相当する金額を、馬の改良増殖その他畜産の振興、民間の社会福祉事業の振興及び地方財政に寄与するために必要な経費等に充てなければならない。

第六章 罰則

第五十条 地方競馬会の役員又は職員が、その職務に関して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十一条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その行為をした地方競馬会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号に掲げる場合には、その違反行為をした地方競馬会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣又は都道府県知事の認可又は許可を受けなければならない場合において、その認可又は許可を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十一条又は第四十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十四条第二項の規定による農林大臣又は都道府県知事の命令に違反したとき。

第五十四条 第五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十二月三十一日以前において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定、第二章中都道府県地方競馬会の設立に係る部分の規定、次項から附則第八項までの規定、附則第十四項中競馬法第十一条及び第十二条の改正に係る部分の規定並びに附則第十五項の規定は、公布の日から施行する。

(第七条第二項の特例)

2 附則第十三項に規定する期間が満了する時までの間は、第七条第二項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる者」とあるのは「次の各号に掲げる者及び附則第十四項の規定による改正前の競馬法第一条第一項に規定する指定市町村を代表する者」と読み替えるものとする。

(全国地方競馬会の設立)

3 全国地方競馬会の設立に関する事務は、設立委員会が行う。

4 設立委員会は、農林大臣の任命する設立委員長一人及び設立委員十四人以内で組織する。

5 設立委員会は、設立委員長及び設立委員の過半数が出席する会議において出席者の三分の二以上の同意を得て、定款並びに最初の事業年度の収支予算及び事業計画を作成

し、これを農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

- 6 農林大臣は、全国地方競馬会の設立前に、全国地方競馬会の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。
- 7 前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、全国地方競馬会の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。
- 8 附則第五項の設立の認可があつたときは、設立委員長は、遅滞なく、その事務を会長に引き継ぐとともにその旨を農林大臣に報告しなければならない。
- 9 会長は、前項の事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記の申請をしなければならない。
- 10 全国地方競馬会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
(財産の譲渡及び貸付)
- 11 都道府県は、地方競馬会の開催に必要な施設その他の財産で旧馬匹組合法(昭和十八年法律第四十六号)に基き設立された馬匹組合又は馬匹組合連合会から無償で承継したものは、議会の議決に基き、都道府県地方競馬会に対し、無償で、譲渡し、又は貸し付けることができる。
(登録税法の特例)
- 12 前項の規定による都道府県からの不動産の譲受による所有権の取得の登記については、登録税を課さない。
(第四十九条の特例)
- 13 都道府県は、第四十九条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、当該都道府県の区域内において次項の規定による改正前の競馬法第一条第一項の規定により競馬を開催していた指定市町村に対し、この法律の施行の日(附則第一項本文の規定による施行の日をいい、当該指定市町村が附則第十六項の規定によりなお競馬を行うことができる場合にあつてはその行うことができる最終日の翌日とする。以下附則第十九項において同じ。)から起算して二年を経過する日までの間を限り、都道府県地方競馬会から納付された金額に政令で定める率の範囲内において条例で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を特別交付金として交付することができる。
(競馬法の一部改正)
- 14 競馬法の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。
(競馬の施行)
第一条 日本中央競馬会、全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会は、この法律により、競馬を行うことができる。
2 日本中央競馬会が行う競馬は、中央競馬といい、全国地方競馬会又は都道府県地

方競馬会が行う競馬は、地方競馬という。

- 3 日本中央競馬会、全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを発売して、競馬を行つてはならない。

第十一条中「一年間」を「九十日間」に改める。

第十二条第六項中「一年内」を「九十日内」に改める。

第十八条第一項中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十条を次のように改める。

(競馬の開催)

第二十条 全国地方競馬会の行う競馬の開催回数は、年四回以内とする。

- 2 全国地方競馬会は、前項の競馬を開催しようとするときは、その都度農林大臣の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県地方競馬会の行う競馬は、当該都道府県の区域内において開催するものとし、その回数は年二十四回以内とする。

- 4 第一項及び前項の競馬の開催日数は、一回につき、六日以内とする。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二条を次のように改める。

(準用規定)

第二十二条 第五条から第十八条までの規定は、地方競馬に、これを準用する。この場合において、第五条、第八条、第十条及び第十二条中「日本中央競馬会」とあるのは「全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会」と、第十三条から第十六条までの規定中「日本中央競馬会」とあるのは「全国地方競馬会」と、「中央競馬」とあるのは「地方競馬」と、第十六条中「調教師又は騎手」とあるのは「騎手」と、第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「全国地方競馬会」と、第十八条中「日本中央競馬会」とあるのは「全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会」と、「中央競馬」とあるのは「地方競馬」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項中「都道府県又は指定市町村」を「全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会」に、「当該都道府県又は当該指定市町村」を「全国地方競馬会又は当該都道府県地方競馬会」に、同条第二項中「指定市町村」を「都道府県地方競馬会」に、「当該指定市町村」を「当該都道府県地方競馬会」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(競馬実施の調整)

第二十五条 農林大臣は、日本中央競馬会、全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会に対し、これらの者の間における競馬開催の日取その他競馬実施の調整に関し必要な指示をすることができる。

第二十六条を次のように改める。

(競馬実施の監督)

第二十六条 農林大臣は、日本中央競馬会、全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会が競馬を開催している場合において必要があると認めるときは、その職員に、当該競馬場及び当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

2 都道府県知事は、都道府県地方競馬会が競馬を開催している場合において必要があると認めるときは、その職員に、当該競馬場及び当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、当該都道府県地方競馬会に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

3 前二項の場合において、その職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十九条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「地方競馬に係る」を「全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会が行う地方競馬に係る」に、「当該都道府県又は指定市町村」を「全国地方競馬会又は当該都道府県地方競馬会」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を次のように改める。

三 都道府県地方競馬会が行う地方競馬に係る都道府県職員にあつては、当該地方競馬の競走について

四 全国地方競馬会の役員及び職員にあつては、地方競馬の競走について

五 都道府県地方競馬会の役員及び職員にあつては、当該都道府県地方競馬会が行う地方競馬の競走について

(経過規定)

15 附則第一項ただし書の規定によるこの法律の施行前に生じた払戻金の債権又は返還金の請求権については、前項の規定による改正後の競馬法第十一条及び第十二条第六項(同法第二十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 附則第十四項の規定による改正前の競馬法第一条第一項の規定により競馬を行うことができる都道府県及び指定市町村は、昭和三十一年十二月三十一日を限り、この法律に基き当該都道府県に都道府県地方競馬会が設立されるまでの間、改正後の同法第一条第一項の規定にかかわらず、競馬を行うことができる。

17 前項の規定により都道府県又は指定市町村が行う競馬については、附則第十四項の規定による改正前の競馬法の規定(第十一条及び第十二条第六項の規定を除く。)は、なおその効力を有する。

18 附則第十四項の規定による競馬法の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

19 昭和三十一年においては、附則第十四項の規定による改正後の競馬法第二十条第三項

の規定にかかわらず、都道府県地方競馬会が行うことができる競馬の開催回数は、改正後の同法同条同項の規定に基く開催回数から改正前の同法同条の規定に基き当該都道府県、指定市町村及びこれらの者が組織する組合（以下この項において「当該都道府県等」という。）が昭和三十一年に開催した競馬の回数を減じた回数又はこの法律の施行の日の前日の現況により改正前の同法同条の規定に基き算定した当該都道府県等の競馬の開催回数から当該都道府県等が昭和三十一年に開催した競馬の回数を減じた回数のいずれが多いものをこえないものとする。

20 この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下次項において同じ。）の施行の際現に附則第十四項の規定による改正前の競馬法第二十二条において準用する同法第十三条から第十五条までの規定により受けている登録は、改正後の同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。

21 この法律の施行の際現に附則第十四項の規定による改正前の競馬法第二十二条において準用する同法第十六条の規定により受けている免許は、その有効期間として定められている期間中は、改正後の同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。

22 日本中央競馬会法の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「又は競馬法」を「、競馬法、地方競馬会法（昭和三十一年法律第号）又はこの法律」に改める。

（所得税法の一部改正）

23 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「及び日本中央競馬会」を「、日本中央競馬会、全国地方競馬会及び都道府県地方競馬会」に改める。

（法人税法の一部改正）

24 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び日本中央競馬会」を「、日本中央競馬会、全国地方競馬会及び都道府県地方競馬会」に改める。

（登録税法の一部改正）

25 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中央競馬会、」の下に「全国地方競馬会、都道府県地方競馬会、」を、「日本中央競馬会法、」の下に「地方競馬会法、」を加える。

（地方税法の一部改正）

26 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本中央競馬会」を「、日本中央競馬会、全国地方競馬会及び都道府県地方競馬会」に改める。

第七十三条の七に次の一号を加える。

十六 地方競馬会法（昭和三十一年法律第号）附則第十一項の規定により都道府県地方競馬会が都道府県から不動産を譲り受ける場合における当該不動産の取得

(農林省設置法の一部改正)

27 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四十一号を次のように改める。

四十一 全国地方競馬会又は都道府県地方競馬会に対し、地方競馬の停止を命じ、その他これを監督すること。

理 由

地方競馬の健全な発展と畜産及び社会福祉事業の振興を図るため、都道府県及び指定市町村に代り地方競馬を施行する団体として都道府県地方競馬会及び全国地方競馬会を設立するものとし、その組織及び運営について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。